

(9) 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（建造物・史跡）

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	本省と近畿財務局の共同調査	15,842	15,342	▲500	—
事案の概要	<p>「文化財保護法」に基づき国が指定等した文化財の保存活用を図るため、有形文化財（建造物・史跡）の保存修理・活用整備等に対して国庫補助を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建造物：経年による劣化・破損が進行していくため、定期的な修理（半解体修理等）が主な補助内容 史跡：歴史的建造物の復元や活用施設（案内板の設置等）の整備が主な補助内容 				

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 文化財の活用状況について

- 文化財の公開に向けた課題を整理した上で、既に公開を行っているものについては公開日数等の増加を、非公開のものについてはできるだけ公開を行うよう、所有者等に働きかけていくべき。
- 文化財の活用状況を測定する指標を整備した上で、活用状況を把握できるようにすべき。
- 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付要件として、所有者や文化財の態様に応じて可能な限り活用の拡大を求めるべき。

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組について

(1) 公費以外の修理等の財源確保について

- 海外も含めた好事例の収集・展開等により、公費以外の財源確保方策のノウハウを広く周知すべき。

- 寄付やクラウドファンディング等のノウハウがある者と連携し、多様な財源確保に向けたサポート体制を整備することも有効と考えられる。

- 補助制度 자체を、多様な財源確保を促進するものに改めるべき。

(2) 寄付金加算制度について

- 事業規模指数加算の加算率を見直した上で、事業規模指数加算と寄付金加算制度を併用できることとするなど、寄付金を集められた者が有利になるようなインセンティブ制度に改めるべき。

(3) 入場料の水準について

- 入場料引上げ等により収入確保を行っている事例等を収集した上で、入場料価格の導入・見直しについて、ガイドライン等による考え方の整理を行い、入場料の引上げ等を行いやすい環境を整備するべき。

反映の内容等

1. 文化財の活用状況について

- 令和8年度から文化庁において交付決定通知書様式の見直しを行い、「可能な限り公開等の活用に努める」旨を補助条件として明文化する。
- 令和8年度から文化庁が整備した指標等に基づく「活用方針」の作成を文化財所有者に原則義務化し文化庁においてこれを審査する。予算の執行後は文化財所有者から達成状況の報告を受け文化庁がフォローアップすることで文化財活用を促進する。

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組について

(1) 公費以外の修理等の財源確保について

- 文化庁において、多様な財源確保事例（入場料収入も含む）の収集を行い、「資金調達ハンドブック」の改訂を行うこととしている。

- 令和8年度から「文化財の保存・活用の持続的好循環の基盤支援事業」を創設し、文化財を活用し、それにより保存修理を行う好循環に係る調査研究を実施することとしている。また、令和7年度から、文化庁において多様な財源確保のための相談体制を構築し、文化財所有者の伴走支援を行うこととした。

(2) 寄付金加算制度について

- 令和8年度から令和11年度までの4年間（※）を試行期間として、現行の財政力加算と寄付金加算を見直し、財政力加算と寄付金加算を併用したインセンティブ制度と現行の財政力加算制度を選択制として運用する。

（※執行状況を踏まえ可能であれば試行期間終了を前倒しする。）

- 文化庁においては文化財所有者をはじめとする地域コミュニティが主体的に寄付金集めを進める基盤整備を支援する。

(3) 入場料の水準について

- 前述の「資金調達ハンドブック」の改訂の中で、入場料収入についても事例収集を行い、これを周知することで、入場料の引上げ等を行いやすい環境を醸成することとしている。